栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例施行規

　　　則

　（趣旨）

第１条　この規則は、栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例（平成３１年栃木市条例第　　号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

　（あっせんの申立て）

第２条　条例第１８条の規定によるあっせんの申立ては、あっせん申立書（別記様式第１号）により行うものとする。

　（勧告）

第３条　条例第２０条第２項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第２号）により行うものとする。

　（公表）

第４条　条例第２１条第1項に規定するその他規則で定める事項は、勧告を受けた対象事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の理由とする。

２　条例第２１条第1項の規定による公表は、告示その他の適当と認められる方法により行うものとする。

（委員会の会議）

第５条　栃木市障がい者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第６条　委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、第２条から第４条まで、別記様式第１号及び別記様式第２号の規定は、同年１０月１日から施行する。

別記様式第１号（第２条関係）

あっせん申立書

年　　月　　日

　（宛先）栃木市長

　　栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例第１８条の規定により、次のとおり申し立てます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申 立 人 | 氏　　名 | ㊞　 |
| 住　　所 |  |
| 電話番号 |  |
| 差別を受けたとされる者 | 申立人本人の場合は記入不要です。 |
| 氏　　名 |  |
| 住　　所 | □申立人と同居（記入不要） |
| 申立人との関係 |  |
| 差別をしたとされる者 | 事業者氏名（法人等にあっては名称及び代表者の氏名） |  |
| 住　　所 |  |
| 差別の概要 |  |
| 求めるあっせんの内容 |  |
| その他参考となる事項 |  |

別記様式第２号（第３条関係）

勧告書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

栃木市長　　　　　　　　印

　　栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例第２０条第２項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう勧告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 勧告の内容 |  |
| 勧告の理由 |  |

（注）　この勧告に従わない場合は、栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例第２１条第１項の規定により、事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）、勧告の内容並びに公表の理由を公表することがあります。